

町内会・自主防災組織等における避難訓練の手引き

登別市総務部総務グループ（防災担当）

町内会・自主防災組織等における避難訓練

1. 避難訓練の目的

大雨、洪水、土砂災害、地震、津波など、災害の完全な予知は現代の科学を持ってしても難しいことであり、災害から自分や家族の命を守るためには、常日頃から避難場所や避難経路の確認をすることが重要です。

そのため、命を守るための避難行動を災害時に速やかに行えるよう避難訓練を行うことが必要です。

2. 避難訓練の方法

(1) 対象

- 個人、地域又は事業所単位を基本とし、参加人数にはこだわらない。
- 参加にあたっては、参加者全員が自ら参加するよう呼びかけ、自ら考えて避難するよう啓発する。



(2) 実施時期

- 避難訓練は、定期的に継続して行うことが必要であるため、毎年、一定の時期を決めて行う。
例としては、9月1日の防災の日にあわせて実施するほか、多くの人が参加できるよう休日等の設定を検討する。
- 上記の時期のほか、降雪時など季節を考慮した訓練の実施が望ましいが、参加者が安全に参加できるよう配慮する必要がある。

(3) 実施時間帯

- 時間帯は特にこだわらないが、多くの人が参加しやすいような時間帯を設定する。一般的には午前中に実施して短時間で避難訓練を行うなど、訓練のため一日が終わってしまわないよう配慮した方が多くの方の参加を望める。
- 上記の時間帯のほか、夕方や夜間などの訓練の実施が望ましいが、参加者が安全に参加できるよう配慮する必要がある。

(4) 目標の設定

- 避難訓練の実施に当たっては、避難時間の短縮、参加者の増加など、一定の目標を設定することが望ましい。
多くの目標を一度に定めてしまうと、避難訓練を実施・参加することが苦痛となるため、一つずつ増やしていくことが望ましい。
- 初回は、避難場所の確認を兼ねたウォーキング。
- 2回目は、初回よりも避難時間の短縮を図る。
- 3回目は、前回の避難時間を維持しつつ、非常用持ち出し品をより多くの人々が持って参加する。また、避難場所又は訓練終了後に炊き出し訓練を実施し、炊き出しの試食などを兼ね、地域の結びつきを強める。
- 4回目は、地域で避難に支援が必要な方を把握した上で、避難の支援を試験的に実施する。
- 5回目は、これまでの反省を踏まえ改善を図り、反省点の解消を狙って実施する。

(5) 避難経路の設定

- 避難経路の設定は、市の防災担当等と協議を行いながら進めることが望ましい。
- 避難にあたっては、原則的に参加者がそれぞれの家から避難場所に逃げることを望ましい。
しかし、避難訓練を初めて行う場合などは、実施状況等の把握が困難になる場合があるため、最初の1回目のみ、集合場所を決め、集団で避難することなどの工夫が必要。
- 集合しての避難は、1度きりとし、複数回実施する場合は、各家から避難する訓練に切り替える。
- 訓練の際に避難経路の危険な箇所など、写真を撮り、参加者で情報共有をすることが望ましい。
- 避難経路の設定については、災害が発生している場所や災害発生箇所に近づくような避難経路は設定しない。避難経路の設定は市が配布している防災マップやハザードマップを参考に設定する。



- ◆津波の場合、海や川から極力離れるよう避難経路を設定する。
- ◆地震の場合、建物や崩れそうな傾斜地・崖、電柱、塀から離れるよう避難経路を設定する。
- ◆土砂災害の場合、土砂災害危険地域や急傾斜地崩壊危険箇所から離れるよう設定する。
- ◆大雨や洪水の場合、増水する危険性のある河川から離れるよう設定する。
- 安全が確認された避難経路は、印刷して地域で配布するなど、情報共有できるよう配慮することが望ましい。

(6) 避難場所の設定

- 避難場所は、市の防災担当等と協議を行いながら進めることが望ましい。
- 防災マップやハザードマップなどに掲載されていない場所を距離が短いなどの理由で変更しないこと。実際の災害を想定し、避難場所までの避難を行うこと。
- 避難訓練の際は、あらかじめ避難場所となる施設等と協議を行い、使用についての許可を事前に得ること。この際、市の防災担当と協議を行い、計画を立てることが望ましい。

(7) 避難のきっかけ

- 時刻を決め、一斉に避難行動を開始する。
例えば、午前10時に地震が発生したという想定のもと、各々が避難行動を行う。
有事の際は、テレビなどで避難勧告や避難指示の情報を確認することを周知すること。
- 避難のきっかけは、実際の災害を想定する。例えば津波の場合、町内会の役員が各地域をまわって周知するといった実際の災害発生時に困難な想定は行わない。
ただし、避難までに時間がある場合、一定程度の時間を決めて地域で避難の情報を周知することは共助の取組として好ましい。
- 避難までに時間がある場合、地域で連絡網などを作成し、避難の呼びかけをすることは共助の取組として好ましい。

(8) 非常用持ち出し品

- 救援活動を受けられるまでの間（目安として3日間を見込む）の非常用持ち出し品を各家庭でも備えるよう啓発し、避難訓練参加の際は、各自が非常用持ち出し品を持参の上、参加することが望ましい。



(9) 避難訓練の講評及び勉強会

- 避難訓練実施後、参加者が地域の集会所等を集まり、それぞれが参加しての感想を述べるなど、反省点や今後の課題について意見交換をすることが望ましい。
- 市とともに避難訓練を実施した場合、市の防災担当が訓練全般について防災的な見地から意見を述べるほか、災害に関する知識などの勉強会を開催することができるので、あらかじめ市と連携して避難訓練の計画を立てることが望ましい。
- 避難訓練の内容について、チェックリストを作成し、毎年度同様のチェック項目のもと自ら訓練内容について確認することが望ましい。

○災害による被害を最小限に食い止めるためには「自助」、「共助」、「公助」の取組が大切です。

- ◆「自助」：自分の命は自分で守る。自ら高台避難場所などを確認。当事者意識を持つ。
- ◆「共助」：地域住民による自分たちの地域は自分たちで守るを基本とした地域ぐるみの支援体制の確立。地域で避難訓練などの実施。
- ◆「公助」：行政機関による情報の発信や啓発、情報発信体制や避難支援体制の整備。

避難訓練スケジュール（サンプル）

◎大津波に対する避難訓練

No.	時間	内容	備考
1	9:00～9:10	◆役員打合せ	
2	9:10～9:25	◆役員は道路横断等の安全確保のための横断歩道等に移動・待機	
3	9:30	◆災害発生（仮定）	◆町内会長から各班長に連絡
4	9:35～10:00	◆各家庭から高台避難場所へ避難	◆横断歩道等に待機している役員は避難者の安全を確保しながら誘導
5	10:00	◆避難者の人数確認	
6	10:05～10:30	◆高台避難場所から集会所へ移動（防災研修会等のため移動）	
7	10:30～10:40	◆防災研修会開催のための準備	
8	10:40～11:10	◆防災研修会の実施	◆講師は市防災担当等へ事前に依頼（他の防災研修会等の調整があるので20日間前程度には実施について市防災担当に協議をする）

※炊き出し訓練も行う場合

No.	時間	内容	備考
1	9:30～12:00	◆炊き出し訓練	◆必ずしも炊き出し訓練を行う必要は無いが、町内会内での連携を高めるために行える場合のみ実施。
2	12:00～13:00	◆食事及び反省会	
3	13:00～	◆後片づけ	

登別市総務部総務グループ（防災担当）

電 話 0 1 4 3 - 8 5 - 1 1 3 0
ファクス 0 1 4 3 - 8 5 - 1 1 0 8
Eメール bousai@city.noboribetsu.lg.jp